

福岡市
令和8年度設置
飲料用等自動販売機
設置事業者募集要項

令和8年 7月

福岡市 東区 総務部 総務課

目次

1 公募物件	1
2 申込資格要件	1
3 自動販売機の設置条件等	1
4 申込手続	3
5 設置予定事業者の決定等	4
6 使用許可申請の手続	5
7 設置予定事業者の決定の取消	5
8 その他	6
9 お問い合わせ先等	6
(参考)手続全体の流れ	7

別紙

- ・公募物件一覧
- ・「令和8年度設置飲料用等自動販売機設置事業者募集」申込書 様式1
- ・税滞納・暴力団排除に係る調査同意書(役員等名簿) 様式2

飲料用等自動販売機設置事業者募集要項

1 公募物件

公募物件は別紙「公募物件一覧」のとおりとする。

2 申込資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り申し込みすることができる。

- ①成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- ②福岡市税（福岡市外に居住する者は福岡市税及び居住地の市町村税）の滞納がないこと
- ③自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有している者であること
- ④法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置申請時に許認可等の免許を有する見込があること（該当がある場合のみ）
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団等の構成員（以下、「暴力団員」という）でないこと
- ⑥福岡市暴力団排除条例第2条（平成22年条例第30号）に規定する、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ⑦公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと
- ⑧本市が実施した飲料用等自動販売機設置事業者の公募において、価格提案後又は使用許可（又は賃貸借契約）後、正当な理由なく辞退し、使用許可の取消（又は賃貸借契約の解除）から2年を経過しない者でないこと

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用形態など

①設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けて使用する。

②設置期間

設置期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとする。また、公用・公共用としての必要性や設置事業者の使用状況を勘案して支障がないと福岡市が判断する場合は、当初福岡市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可の日から令和13年3月31日まで更新することができる。

③使用料

設置予定事業者が申込書で提示した提案使用料を年額使用料とする。なお、物件の

設置場所が屋内の場合は、原則として消費税が課せられるため、提案使用料は税込金額とすること。

また、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新する場合も同様の年額使用料とする。

④使用料の納付

使用料は、1年間分を令和8年9月末日までに一括で納付すること。なお、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新する場合は、1年間分を当該年度の4月末日までに一括で納付すること。

⑤光熱水費

光熱水費（電気料金、水道料金）は、設置事業者の負担とし、実費相当分を指定した期日までに納付すること。なお、電気の使用量を計る子メーターを設置しない場合や、商品配置等によりカタログに記載されている消費電力と異なる消費電力を使用する場合は、設置申請時に、設置する自動販売機の使用形態に応じた1日あたりの消費電力を明示すること。

⑥その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の経費は設置事業者の負担とする。

⑦留意点

施設の詳細について、必ず別紙「公募物件一覧」にて確認すること。

(2) 使用上の制限・注意事項等

- ①設置に関する条件を遵守し、使用料等の費用を確実に納付すること。
- ②法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要がある。
- ③自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。
- ④販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、福岡市の指示に従うこと。
- ⑤省エネタイプの機種種の自動販売機を設置すること。
- ⑥缶又はペットボトルなどの飲料空容器のリサイクル等に積極的に取り組むこと。
- ⑦「公募物件一覧」の個別条件に、「地下鉄ICカード『はやかけん』の電子マネー対応機種とすること。」等、記載されている場合は別途、福岡市交通局と「はやかけん電子マネー加盟店契約」を締結の上、地下鉄ICカード「はやかけん」の電子マネー対応の機種を設置すること。
- ⑧販売品目は、特に指定がない限り、缶又はペットボトルなど密閉式の容器入飲料品（乳飲料を含む。）とする。
- ⑨酒類の販売は不可とする。
- ⑩標準小売価格を上回る価格での販売は不可とする。
- ⑪販売商品と直接関係のない広告の掲示は不可とする。

(3) 維持管理責任

- ①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理・補充を適切に行うこと。
- ②自動販売機に併設して、空き容器回収ボックスを常時使用可能な状態で設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。また、ペットボトル、ガラスびん、缶（アルミ・スチール）の処分に当たっては、適切に資源化を実施する（汚損等資源化できないものを除く）こと。その他の容器についても資源化に努めること。個別の条件については、別紙「公募物件一覧」を確認すること。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認した上で、転倒などの事故が発生しないよう安全に設置すること。
- ⑤自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先を自動販売機本体前面の分かりやすい場所に明確に掲示すること。

(4) 売上金額の報告

設置した自動販売機の設置期間（初年度は9月～翌年3月、以降は4月～翌年3月）の売上本数、売上金額を売上報告書（本市所定様式）により、毎年、翌年度の4月末までに東区総務課へ報告すること。

4 申込手続

(1) 申込方法

①郵送の場合

郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。

- i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）
- ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの

②持参の場合

下記申込先に、直接持参すること。

※電話、ファックス、電子メールによる受付は行わない。

(2) 申込先

〒822-8653

福岡市東区箱崎2丁目54番1号

福岡市東区総務部総務課（福岡市東区役所本館2階）

電話 092-645-1007

メールアドレス：somu.HIWO@city.fukuoka.lg.jp

(3) 必要な書類

- ①「令和8年度設置飲料用等自動販売機設置事業者募集」申込書 様式1
- ②法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証する書面（該当がない場合は不要）
- ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※提出日前3か月以内に発行された原本
＜個人＞住民票の写し
- ④印鑑証明書 ※提出日前3か月以内に発行された原本
- ⑤税滞納・暴力団排除に係る調査同意書（役員等名簿） 様式2
- ⑥事業概要
＜法人＞会社概要
＜個人＞創業日、事業内容、実績等の分かるもの

※福岡市競争入札参加有資格者は、①に登録番号を記入してください。福岡市競争入札参加有資格者は、③～⑥の提出は不要です。

※福岡市競争入札参加有資格者以外で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前3か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。

※申込書類は、1年間、自動販売機の設置に係る事務のため、福岡市内部で情報を共有することをご了承ください。

(4) 受付期間

郵送の場合：令和8年7月1日（水）～令和8年7月30日（木）《必着》

持参の場合：令和8年7月1日（水）～令和8年7月31日（金）

※受付は午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）とし、土曜・日曜日及び祝日は受付を行わない。

5 設置予定事業者の決定等

(1) 申込書類の審査

提出された申込書類の審査を行い、条件を満たしている者を設置予定事業者の選定対象とする。

なお、次のいずれかに該当する申込は、無効とする。

- ①本市が設定する最低使用料を下回る価格による申込
- ②応募資格のない者による申込
- ③指定の日時を過ぎた申込
- ④提案使用料又は申込者の氏名その他主要部分が識別し難い申込
- ⑤金額の訂正、削除、挿入等のある申込
- ⑥その他、不正な手段による申込

(2) 設置予定事業者の決定

本市が設定する最低使用料以上の額で、最高の価格で申込を行った者を設置予定事業者とする。なお、最高価格となる同額の価格提案をした者が二者以上ある場合は、当該申込者立会の下、くじによる選定となるため、その際は、当該申込者に電話連絡を行う。

(3) 審査結果の公表等

設置予定事業者の決定は、令和8年8月上旬頃（予定）に、申込者それぞれに対し、申込書に記載のメールアドレス宛に結果を通知することとする。また、福岡市ホームページに決定金額及び設置予定事業者名を掲載する。

6 使用許可申請の手続

設置予定事業者に決定した者は、令和8年8月10日（月）までに別紙「公募物件一覧」の施設所管課へ下記の書類を添付の上、申請を行うこと。

なお、使用許可は申込書に記載された名義で行うこととし、申請部数は施設ごとに各1通とする。

【申請書類】

- ①行政財産目的外使用許可申請書（本市所定様式）
- ②自動販売機設置体制説明書（本市所定様式の外、任意の様式も可）
- ③設置予定自動販売機のカタログ（寸法、消費電力の分かるもの）

ただし、一部の施設においては、行政財産目的外使用許可ではなく、別の手続が必要となる場合がある。詳細は、施設所管課の指示に従うこと。

7 設置予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、全ての物件における設置予定事業者としての決定を取り消すこととする。

- ①正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- ②設置予定事業者が申込資格要件を失った場合
- ③その他設置予定事業者が本件の相手方として不相当と認められる場合

上記の取消の場合は次点の者を決定事業者とし、次点の者の提案額を決定金額とする。

8 その他

- ①使用許可の手続に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。
- ②本募集要項に定めるものの外、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則、その他関係法令等の定めるところによる。
- ③本募集要項に関する問合せ先は次のとおり。

9 お問合せ先等

〒822-8653

福岡市東区箱崎2丁目54番1号

福岡市東区総務部総務課（福岡市東区役所本館2階）

電話 092-645-1007

(参考) 手続全体の流れ

募集要項の配布(ホームページに掲載)

申込書類の受付(令和8年7月1日～令和8年7月31日)

以下の書類を東区総務課に提出してください。

- ①「令和8年度設置飲料用等自動販売機設置事業者募集」申込書 **様式1**
- ②法令等の規定により販売について許可を必要とする場合、許可申請中である旨を証する書面
(該当がない場合は不要)
- ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※提出日前3か月以内に発行された原本
<個人の場合>住民票の写し
- ④印鑑証明書 ※提出日前3か月以内に発行された原本
- ⑤税滞納・暴力団排除に係る調査同意書(役員等名簿) **様式2**
- ⑥事業概要
※福岡市競争入札参加有資格者は、①に登録番号を記入してください。競争入札参加有資格者は、③～⑥の提出は不要です。
※福岡市競争入札参加有資格者以外で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(提出日前3か月以内に発行された原本)も併せて提出してください。

設置予定事業者の決定(令和8年8月上旬頃(予定))

東区総務課から結果通知書を送付します。

※暴力団排除のための福岡県警への照会等を行うため、結果通知までに時間を要しますが、予めご了承ください。

設置申請の手続(令和8年8月10日(目安)まで。施設所管課の指示に従ってください。)

以下の書類を東区総務課に提出してください。

- ①行政財産目的外使用許可申請書(本市所定様式)
- ②自動販売機設置体制説明書(本市所定様式の外、任意の様式も可)
- ③設置予定自動販売機のカatalog(寸法、消費電力の分かるもの)

使用許可書の交付

設置開始(令和8年9月1日)

使用料の納付(令和8年9月末日まで)

・次年度更新の希望がある場合: 継続許可申請書の提出(使用許可の満了から30日前まで)

売上本数、売上金額の報告書の受理(令和9年4月末まで)